

2025年の年金改定額は1.9%引き上げになります！

マクロ経済スライド発動！ 基準額2.3%より0.4%減率される！

1月24日に「2024（令和6）年平均の全国消費者物価指数（生鮮食品を含む総合指数）」が公表され、これを踏まえて2025年度の年金額が厚労省より公表されました。

【 2025年度の参考指標 】

2024年度の物価変動率が2.7%、名目手取り賃金変動率が2.3%となり、名目手取り賃金変動率を上回ったため、**名目手取り賃金変動率2.3%**を用いることになりました。

しかし、賃金と物価の変動がプラスになったので、**マクロ経済スライド調整により▲0.4%が減率され**、2025年度の**年金改定率は+1.9%**になります。実質は目減りとなり、物価上昇に追い付かず高齢者の生活はますます苦しくなります。

◆ 名目手取り賃金変動率の計算式

実質賃金変動率(0.4%) + 物価変動率(2.7%) + 可処分所得割合変化率(0.0%)
(2021～2023年度の平均) (2024年度の値) (2022年度の値)

【 2025年度の年金額の例 】

	2024年度(月額)	2025年度(月額)
国民年金 (老齢基礎年金(満額)1人分)	68,000円	69,308円 (+1,308円)
厚生年金 (夫婦2人分の老齢基礎年金 を含む標準的な年金額)	228,372円	232,784円 (+4,412円)

* 1956（昭和31）年4月1日以前生まれの方の老齢基礎年金（満額1人分）は、月額69,108円（対前年度比+1,300円）です。

* 男性の平均的な収入（平均標準報酬（賞与含む月額換算）45.5万円）で40年間就業した場合に受け取り始める年金（老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金（満額））の給付水準です。

【 年金改定の仕組み 】

(1) 年金額の改定は4月改定、6月から支給されます。

(2) 年金額は物価変動率や名目手取り賃金変動率に応じて決まる仕組みになっています。

物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合は、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、名目手取り賃金率を用いて改定することが法律で決められています。

(3) 改定額の算出には既裁定と新既裁定の2つの方法があります。

既裁定（68歳となる年度の4月からの年金）年金は物価スライドにより算出。

前年度の年金額 × 物価変動率（CPI） × 〔マクロ経済スライド調整率〕

* 但し、賃金変動が物価変動より低い場合は、名目手取り賃金変動率

② 新既裁定の年金額（６７歳以下）の年金は賃金スライドにより算出。

前年度の年金額 × 名目手取り賃金変動率 × 〔マクロ経済スライド調整率〕

２０２５年度は、両方とも賃金変動率を用いて計算されました。

【 マクロ経済スライドによるスライド調整率 】

▲ ０．４ ％

公的年金被保険者数の変動率（２０２１年～２０２３年度の平均▲ ０．１％）＋平均余命の伸び率（定率▲ ０,３％）

◆ マクロ経済スライドの発動は、２０１５年度、２０１９年度、２０２０年度、２０２３年度、２０２４年度、２０２５年度の計６回発動になりました。

* マクロ経済スライドとは、２００４年の年金制度改定で導入された、公的年金被保険者の減少と平均伸び率に基づいてマクロスライド調整率が設定され、その分を賃金と物価の変動がプラスになる場合に改定率から控除するもの。

年金改定率 ２．３％ - マクロ経済スライド調整 ▲ ０．４％ = + １．９％
（名目手取り賃金変動率）

【 在職老齢年金 】

在職老齢年金は、賃金（期末手当込み月収）と年金の合計額が、支給停止調整額を上回る場合には、賃金の増加２に対して年金額を１支給する仕組みです。

支給停止額は、厚生年金保険法第４６条３項に規定により、名目賃金の変動に応じて改定され、２０２５年度の支給停止調整額は以下の通りとなります。

* ２０２４年の支給停止調整額 ５０万円 ２０２５年度の支給停止調整額 ５１万円

年金支給停止額（月額換算額）＝（基本月額＋総報酬月額相当額－基準額５１万円）÷ ２

【 国民年金保険料 】

国民年金保険料は２００４年から段階的に引き上げられ２０１７年に上限が１６,９００円に引き上げが完了しましたが、２０１９年４月から、次世代育成支援のため、国民年金第１号被保険者（自営業の方等）に対して、産前産後期間の保険料免除制度が施行されたことに伴い、２０１９年度分より２００４年水準で保険料が月額１００円引きあがり１７,０００円となりました。

実際の保険料額は、２００４年水準を維持するため、国民年金法第８７条第３項の規定により、名目賃金の変動に応じて毎年改訂され２０２６年度の保険料は以下の通りです。

	２０２５年度	２０２６年度
法律に規定された保険料額 （２００４年水準）	１７，０００円	１７，０００円
実際の保険料額 （前年度の保険料との比較）	１７，５１０円 （＋５３０円）	１７，９２０円 （＋４１０円）

【厚生労働省 令和７年度の年金改定についてお知らせします】から引用 以 上